

木下 岳人
高等司法研究科・准教授

【研究】

- 京都大学商法研究会において、東京電力株主代表訴訟の第 1 審判決と控訴審判決に関する報告を行った。また、日本大学企業法実務研究会において、分配可能額の実質的潜脱に関する判例報告を行った。
- 令和 6 年 3 月に出版した『子会社事業の被害者に対する親会社の不法行為責任』(商事法務)に関する研究を継続して行っている。同研究の成果は令和 8 年度開催の私法学会において個別報告を行う予定である。
- 企業財団に対する上場企業の自己株式処分について研究を行っている。同研究の成果は、旬刊商事法務(令和 8 年 4 月 15 日号)において掲載予定である。

【教育】

- 法学部において「商法 I」の講義を担当した。

【管理運営】

- 研究推進室員として、清水真希子教授とともに「人を対象とする研究に関する倫理規程」の策定に関する業務を行った。具体的には、関連する研究に従事する教職員へのヒアリング、他大学の規程例の調査・分析、規程の草案作成、各種打合せ等である。

【社会貢献】

- 大阪弁護士会の会員として、公益活動(自治体が実施する無料法律相談の担当)を行った。

【特記事項】

- 令和7年度のうち、上期(4月～9月)においては民間企業に勤務していた。そのため、研究者として研究活動を行っていた期間は、本学着任以降(10月～3月)である。